

## 県出資法人の情報公開に関する要綱

### 第1 目的

この要綱は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第39条の規定に基づき、出資法人の情報公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 出資法人

条例第39条第1項に規定する出資法人（以下「出資法人」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 県が出資している一般社団法人及び一般財団法人（以下「一般法人」という。）並びに特別法により設立されている山梨県更生保護協会、山梨県社会福祉事業団、山梨県信用保証協会及び山梨県農業信用基金協会
- (2) 県の出資が25%以上で、かつ、その割合が最も大きい株式会社

※ 出資法人は、別表第1のとおりである。

### 第3 経営状況等の公表

出資法人は、次により経営状況等を説明する文書を公表するものとする。

#### (1) 文書の範囲

##### ア 第2の(1)に定める法人

- a 法人概要
- b 役員名簿
- c 評議員名簿（対象法人に限る。）
- d 組織図
- e 定款
- f 事業計画書
  - (i) 基本方針
  - (ii) 事業実施計画
  - (iii) 予算実施計画
  - (iv) 予算実施計画内訳書
- g 事業報告書
  - (i) 事業概要
  - (ii) 事業実施状況
  - (iii) 理事会議決事項
  - (iv) 評議員会議決事項（一般財団法人）
  - (v) 役員に関する事項
  - (vi) 評議員に関する事項
  - (vii) 令和6年公益法人会計基準を適用する場合にあっては活動計算書、平成20年公益法人会計基準を適用する場合にあっては正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表
  - (viii) 貸借対照表
  - (ix) 財産目録
  - (x) キャッシュフロー計算書
  - (xi) 財務諸表に対する注記

イ 第2の(2)に定める法人

- a 法人概要
- b 役員名簿
- c 評議員名簿(対象法人に限る。)
- d 組織図
- e 定款
- f 事業計画書
  - (i) 基本方針
  - (ii) 事業実施計画
  - (iii) 予算実施計画
  - (iv) 予算実施計画内訳表
- g 事業報告書
  - (i) 事業概要
  - (ii) 事業実施状況
  - (iii) 理事会(株主総会及び取締役会)議決事項
  - (iv) 役員に関する事項
  - (v) 損益計算書
  - (vi) 貸借対照表
  - (vii) 財産目録
  - (viii) その他各会計基準等で規定する財務諸表
  - (ix) 財務諸表に対する注記(株式会社の場合は個別注記表)

※ 文書の記載に当たっては、別表第2を参照すること。

(2) 公表の方法

ア 出資法人は、文書を作成し、当該事業年度終了後(事業計画書及び収支予算書にあっては、当該事業年度開始後)3月以内に主たる事務所に備付け、一般の閲覧に供するとともに、当該法人の県の所管課に提出するものとする。

イ 県の所管課長は、行政法務課長にアにより提出のあった文書を提出するものとする。

ウ 行政法務課長は、イにより提出のあった文書を県民情報センターにおいて一般の閲覧に供するものとする。

(3) 文書の事務所等での閲覧期間

文書の主たる事務所及び県民情報センターでの閲覧期間は5年間とする。

第4 情報の公開

1 出資法人のうち次に掲げる法人((1)及び(2)に掲げる法人にあっては、県行政を代行していると認められるものに限る。)は、別紙「〇〇法人の情報公開に関する要綱」をもとにし、理事会等の議決を経て要綱等(以下「出資法人要綱」という。)を定めることにより、県民からの開示の申し出があったときは、県の情報公開制度に準じて、当該出資法人の保有する文書を開示するものとする。

- (1) 一般法人及び特別法により設立されている法人で県の出資が1/2以上のもの
- (2) 県がその者のために資本金、基本金その他これに準ずるものの1/2に相当する額以上の債務を負担している一般法人
- (3) その他知事が特に必要と認めるもの

※ 対象法人は、別表第3のとおりである。

- 2 当該出資法人が出資法人要綱を策定し、又は変更したときは、県の所管課長は、行政法務課長に出資法人要綱を提出するものとする。
- 3 行政法務課長は、2による出資法人要綱を県民情報センターにおいて一般の閲覧に供するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 県出資法人の業務・財務等に関する情報公開の推進に関する指導基準（平成10年2月20日私文第2-30号通知）は、平成12年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。